3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町川浦字大峯二五八八の六、二五八九の一（次の図に示す部分に限る。）、吾妻郡中之条町大字平字名知良久二七二一の三から二七二一の一三まで、二七二一の一八から二七二一の二二まで、甘楽郡南牧村大字星尾字檜木宮四一七の一、四一七の二、四一八、四二四、四二九、四三〇の一、四三〇の二、大字檜沢字高岩一六三七、一六六九の三、一六六九の四、字大万沢一六九五の一、一七〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大峯二五八八の六、二五八九の一、字檜木宮四一七の一、四一七の二、四一八、四二四、四二九、四三〇の一、四三〇の二、字高岩一六三七、一六六九の三、一六六九の四、字大万沢一六九五の一、一七〇九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに高崎市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町土塩字倉骨三一九四の乙、三二二三

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町土塩字西村一三八〇、字中ノ峯一三八一の一、一三八二の一、一三八四の一、一三八四の三、一三八六の一、一三八六の二、一三八七、上後閑字向原二一六五、吾妻郡東吾妻町大字本宿字樋口一四三五、一四三六、字後平一五五四の一、一五五四の二、一五五五、一五五七、一五五九から一五六一まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋口一四三五・一四三六・字後平一五五四の一・一五五四の二・一五五五・一五五七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一五五九、一五六〇・一五六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに安中市役所及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県木曽郡木祖村大字小木曽

一〇八六番五　一号

一〇八六番六一　二号から五号まで

一〇八六番一　六号から九号まで

一〇八六番四　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尻平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線並びに標柱一号と二号を昭和二年内務省告示第四百三十九号で指定した土地の境界線及び昭和四十一年建設省告示第千七百八十七号で指定した尻平沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県木曽郡木曽町日義

一五五一番一　一号

一五七四番二六　二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱三号と六号を昭和四十一年建設省告示第千七百八十七号で指定した尻平沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県木曽郡木曽町日義

一五七三番三九　三号

一五七三番五七　四号

一五七三番五五　五号

一五七三番五四　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下水内郡栄村大字豊栄

字加治屋敷　一五六四番四　一号及び二号

一五九八番一　三号

一五九七番七　四号

一五九七番一　五号

一六二一番六　十号

一六一七番　十一号から十三号まで

一六一五番　十四号

一六〇六番　十五号

一六〇〇番　十六号

一五九九番一　十七号

一六二九番一　六号

一六三〇番一　七号及び八号

一六二七番一　九号

一七〇六番二　十八号

四　(一)　砂防法第二条の土地の表示

小別堂

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県上田市真田町長

字小別堂　四七四一番一から四七四一番四まで

四七四九番　四七五〇番一から四七五〇番四まで

四七五三番　四七五九番及び四七六〇番

四七七一番一及び四七七一番二

四七七二番一及び四七七二番二

四七七三番から四七七五番まで

四七七六番一から四七七六番三まで

四七七六番イ

四七七七番

四七七八番イ及び四七七八番ロ

四七七九番及び四七八〇番

四八一一番七